

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 町 村} \end{array} \right)$ 介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局 老 人 保 健 課
介護保険計画課

マイナ保険証への移行に伴う要介護認定事務等における
医療保険の加入関係の確認方法について

介護保険行政の円滑な運営につきましては、平素より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとなります。

これに伴い、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）を含む厚生労働省関係省令について所要の改正を行う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 119 号。以下「整備省令」という。）が本日公布され、令和 6 年 12 月 2 日に施行することとされたところです。

現在、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく要介護認定等の申請及び被保険者証の交付に係る事務において、当該認定等を受けようとする者及び当該交付を受けようとする者が介護保険の第二号被保険者である場合は、当該第二号被保険者の健康保険証の提示を求めることにより、当該第二号被保険者の医療保険の加入関係を確認することとされておりますが、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行後においては、マイナ保険証の券面情報では医療保険の加入関係を確認することができないことから、当該方法による確認は困難となることが想定されます。

このため、今般、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行後において想定される第二号被保険者の医療保険の加入関係の確認方法について、下記のとおり周知しますので、御了知の上、要介護認定等の申請及び被保険者証の交付に係る事務の適正な実施を図られるようお願いします。

記

第1 第二号被保険者の医療保険の加入関係の確認が必要な事務

- ・ 被保険者証の交付（規則第 26 条）
- ・ 要介護認定の申請（規則第 35 条）
- ・ 要介護更新認定の申請（規則第 40 条）
- ・ 要介護状態区分の変更の認定の申請（規則第 42 条）
- ・ 要支援認定の申請（規則第 49 条）
- ・ 要支援更新認定の申請（規則第 54 条）
- ・ 要支援状態区分の変更の認定の申請（規則第 55 条の 2）
- ・ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請（規則第 59 条）

第2 第二号被保険者の医療保険の加入関係の確認方法

- 第二号被保険者の医療保険の加入関係については、マイナンバーを用いた情報連携（※1）を実施することにより確認する。ただし、当該情報連携により確認することが難しい場合には、申請者等の状況に応じて、以下の方法により確認するものとする。

申請者等の状況	確認方法
マイナ保険証を保有している	・ 申請者等に、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示又は自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面の提示を求める。 ・ 申請者等に、「資格情報のお知らせ（※2）」（本人の申請等により「資格確認書（※3）」が交付されている場合は「資格確認書」）の提示を求める。 等
マイナ保険証を保有していない	・ 申請者等に、「資格確認書（※3）」の提示を求める。 等

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 8 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供

※2 医療保険者から、マイナ保険証を保有している者（「資格確認書（※3）」が交付された者を除く。）等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書面

※3 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書面（原則

として本人の申請に基づき交付されるものであるが、当分の間は、本人の申請によらずに交付される。)

- 現行の健康保険証が利用可能な期間（令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 12 月 1 日まで（※ 4））においては、申請者等に、申請時点において有効な健康保険証の提示を求めることにより確認することとしても差し支えない。

※ 4 健康保険証の有効期限が令和 7 年 12 月 1 日より前に切れる場合はその有効期限まで。

以上